●第33回（令和２年度）社会福祉士国家試験　試験問題

問題 51　医療保険制度に関する次の記述のうち，正しいものを 1 つ選びなさい。

1　国民健康保険には，被用者の一部も加入している。

2　医師など同種の事業又は業務に従事する者は，独自に健康保険組合を組織するこ

とができる。

3　協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）の保険料率は，全国一律である。

4　健康保険の被扶養者が，パートタイムで働いて少しでも収入を得るようになると，

国民健康保険に加入しなければならない。

5　日本で正社員として雇用されている外国人が扶養している外国在住の親は，健康

保険の被扶養者となる。

⇒後期　第5章　第1節　医療保険制度の概要

R2/51【正解】１

【解説】1　事業主が被用者健康保険に加入していない場合などは国保に加入するしかないので◯。２.国保の方でそのようなことはあるが、一般的ではない。３．協会けんぽは中小企業など零細な事業主が多く、保険者は１団体のみ、公費の投入16.4％もあるが、保険料率は都道府県単位：10％程度（バラツキがある）ので☓。４．一定の上限を超えない限り（130万円の壁）＝被扶養者から外れない限り、国保に切り替える必要なし。☓　5　健康保険の給付対象者は日本在住者のみなので、☓。

問題 52　事例を読んで，労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に関する次

の記述のうち，最も適切なものを 1 つ選びなさい。

〔事　例〕

運送会社で正社員として働いているＦさんは，合理的な経路及び方法により通勤

中，駅の階段で転倒し，負傷した。

1　Ｆさんの負傷は業務災害ではないので，労災保険の給付は行われない。

2　Ｆさんの雇用期間が 6 か月未満である場合，労災保険の給付は行われない。

3　Ｆさんが療養に係る労災保険の給付を受けられる場合，自己負担は原則 1 割であ

る。

4　Ｆさんが療養に係る労災保険の給付を受ける場合，同一の負傷について，健康保

険の療養の給付は行われない。

5　Ｆさんの勤務先が労災保険の保険料を滞納していた場合，労災保険の給付は行わ

れない。

R2/52【正解】４

⇒後期：第5章　社会保障制度の体系　第4節　労災保険制度と雇用保険制度の概要

【解説】1.例文から通勤災害であることは間違いないので、☓。２。労災は常勤・臨時雇用・パートタイム・アルバイトなど雇用形態や雇用期間にかかわらず、すべてに適用される。☓　３．労災による診療は自己負担なし（通勤災害は200円を超えない範囲で自己負担あり）４．労災と健康保険は並び立たず。健康保険で払ってしまった後で労災に切り替えるとなると返金の手続きなどが大変という話を講義でしている。◯　５．労災保険の保険料徴収は都道府県・市町村の責任であり、事業主が滞納していても被保険者に責任はないので、☓。

問題 53　障害児・者に係る現金給付に関する次の記述のうち，最も適切なものを 1

つ選びなさい。

1　出生時から重度の障害があり，保険料を納めることができなかった障害者は，保

険料を追納した場合に限り，障害基礎年金を受給することができる。

2　在宅の重度障害者は，所得にかかわらず特別障害者手当を受給できる。

3　障害厚生年金が支給される場合，労働者災害補償保険の障害補償年金は全額支給

停止される。

4　特別児童扶養手当を受給している障害児の父又は母が，児童手当の受給要件を満

たす場合には，児童手当を併せて受給できる。

5　障害児福祉手当は，重度障害児の養育者に対し支給される手当である。

R2/53【正解】４

⇒後期　第5章　社会保障制度の体系　第６節　社会手当制度の概要

【解説】1【障害基礎年金】加入期間にかかわらず定額、2級は満額の老齢基礎年金と同額。1級は2級の25％増。子ども（18歳未満また20歳未満で障害年金1級または2級の者）がいる場合は加算。配偶者加算はなし。要するに国民年金は20歳から60歳まで全員強制加入だが、保険料を払えない人からは取らない（取れない）のが原則。障害基礎年金も同様。☓　2.　所得にかかわらず☓　所得制限あり。受給資格者（特別障害者）の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。　3　障害厚生年金と障害補償年金（労災年金）を受け取る場合、労災年金の額は減額され支給されることになっている☓　４．別の制度なので、児童手当と一緒に受給可能◯　５．所得制限あり。受給資格者（重度障害児）の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給さない。無条件で支給されるわけではないという意味では☓

問題 54　事例を読んで，Ｇさんが受けられる社会保障給付等に関する次の記述のう

ち，最も適切なものを 1 つ選びなさい。

〔事　例〕

Ｇさん（35 歳，女性）は民間企業の正社員として働く夫と結婚後， 5 年間専業主

婦をしていたが 2019 年（令和元年）に離婚し， 3 歳の子どもと二人で暮らしている。

飲食店で週 30 時間のパートタイムの仕事をしており，雇用保険の加入期間は 1 年

を過ぎた。しかし，店主の入院により飲食店は営業を休止し，Ｇさんは休業を余儀

なくされている。

1　Ｇさんは，婚姻期間中の夫の老齢基礎年金の保険料納付記録を分割して受けられ

る。

2　Ｇさんが児童扶養手当を受給できるのは，子が小学校を卒業する年度末までであ

る。

3　Ｇさんが母子生活支援施設に入所した場合，児童扶養手当を受給できない。

4　Ｇさんは，休業期間中の手当を雇用保険の雇用継続給付として受給できる。

◎5　Ｇさんが解雇により失業した場合，失業の認定を受けて雇用保険の求職者給付を

受給できる。

R2/54【正解】５

【解説】

⇒後期　第5章　社会保障制度の体系？　網羅的なので、ちょっと、難しいが、

１。老齢年金記録ではなく、厚生年金記録。２.児童扶養手当は児童扶養手当の支給対象者は、高校を卒業するまでの子どもを育てている人☓.3.子どもが養護施設に入所した場合はもらえないが、母子生活支援施設なので、子どもと一緒にいると考えればもらえるはず。４．もっともらしいが雇用継続給付には、高齢者雇用継続給付（高齢者の再雇用支援）と介護休業給付（介護のために休業する人の支援）しかない。つまり事業者が休業する場合は出ない。５は、一般的に考えて、解雇により失業した人に求職者給付（失業手当）がでなかったら制度自体の意味がないので、これが正解。ただし、雇用保険の加入期間は 1 年を過ぎたとあるので問題ないが、解雇の場合でも通算６ヶ月、通常は１年以上の加入期間が必要）。

問題 55　国民年金に関する次の記述のうち，正しいものを 1 つ選びなさい。

1　国民年金の第一号被保険者の保険料は，前年の所得に比例して決定される。

2　障害基礎年金を受給していると，国民年金の保険料納付は免除される。

3　学生納付特例制度の適用を受けた期間は，老齢基礎年金の受給資格期間には算入

されない。

4　自営業者の配偶者であって無業の者は，国民年金の第三号被保険者となる。

5　障害基礎年金には，配偶者の加算がある。

R2/55【正解】２

⇒後期　第5章　社会保障制度の体系　第３節　年金制度の概要

【解説】１，国民年金は20歳から60歳までの国民すべて強制加入で、第一号被保険者の保険料は収入に関わらず一律定額、第二号（厚生年金）被保険者は前年度の標準月額報酬☓保険料率に応じた金額、第三号（厚生年金加入者の配偶者）被保険者はなし。だから☓。

２．障害基礎年金などは障害のある人＝勤労することが困難＝国民年金の保険料納付は免除される。すべて強制加入なので、逆に取れない人から取らないという訳だ。◯。３．受給資格期間には算入されないのであれば、学生納付特例制度の意味ないから☓。ただし、資格期間には参入されるが、その期間分の納付が免除される訳でない。4.第三号（厚生年金加入者の配偶者）被保険者は保険料納付の必要なしなのに、第一号（国民年金加入者）の配偶者は、独自に保険料を納付する必要があるので、不公平だと長年にわたりモメているので、☓。5.障害基礎年金には子どもの加算はあるが配偶者加算はない。これに対し、障害厚生年金には子どもの加算はなく、一級と二級には配偶者加算があるが三級にはない。

ややこしい話だが、多分、予算の関係ではないか？

●第34回（令和3年度）社会福祉士国家試験　試験問題　社会保障

問題 52

日本の社会保険の費用負担に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1つ選びなさい。

1 健康保険組合の療養の給付に要する費用には、国庫負担がある。

2 患者の一部負担金以外の後期高齢者医療の療養の給付に要する費用は、後期高齢者の保険料と公費の二つで賄われている。

3 老齢基礎年金の給付に要する費用は、その 4 割が国庫負担で賄われている。

4 介護保険の給付に要する費用は、65歳以上の者が支払う保険料と公費の二つで賄われている。

5 雇用保険の育児休業給付金及び介護休業給付金の支給に要する費用には、国庫負担がある。

R３/5２【正解】５

⇒後期：第5章　社会保障制度の体系

【解説】1 健康保険組合＝一般被用者保険（健康保険）なので、基本的に事業者と被保険者のみで運営されており公費負担はない☓。ただし、協会けんぽは、零細中小企業などが多く公費負担率16.4%なので、ここは公費負担あり。2 後期高齢者医療制度財源は公費50％、現役世代の保険料40％、高齢者の保険料10%なので☓（教科書p.130）。3.基礎年金の国庫負担は２分の１＝５割。☓　４．給付の50%を保険料（第1号被保険者（65歳以上23％・第2号被保険者40－65歳未満まで27％）、残りの50％を公費負担（国25％、都道府県12.5％ 、市町村12.5％ ）。５．雇用保険の財源は、保険料（事業主と被雇用者）

＋国庫負担。考え方としては失業率の上昇は国の責任。◯

問題 53

雇用保険法に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1 基本手当は、自己の都合により退職した場合には受給できない。

2 保険者は、都道府県である。

3 近年の法改正により、育児休業給付は、失業等給付から独立した給付として位置づけられた。

4 雇用調整助成金は、労働者に対して支給される。

5 雇用安定事業・能力開発事業の費用は、事業主と労働者で折半して負担する。

R３/5３【正解】３

⇒後期：第5章　社会保障制度の体系　第4節　労災保険制度と雇用保険制度の概要

【解説】1.確かに自己都合の場合は7日間＋3ヶ月間は基本手当は支給されないが、その後、全く支給されないわけではない。１年以上務めていれば、受給期間（最長330日）の残りの期間支給される。２．労災保険・雇用保険とも政府が管掌する社会保険制度であり、厚生労働省が全国一律の制度として運営している。だから保険者は国で都道府県ではない☓。３．育児休業給付は元々雇用継続給付金であったが、2020(R2)年度から別立てとなる。P.212  
4.雇用調整助成金という名称からしても、事業主が対象であって、労働者に直接支給されるものではない！☓★コロナ対応でもバラまかれた。ただし、事業者は労使協議の上、労働者の賃金に上乗せして支給するので、労働者は間接的に受給する。

５．雇用安定事業・能力開発事業は、労働者の能力を高めて雇用を増やす政策なので、事業者や労働者ではなく、国・都道府県（公費）から支給される。★失業率の上昇は国の責任☓

問題 54

事例を読んで、ひとり親世帯などの社会保障制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

〔事例〕

大学生のＥさん（22歳）は、半年前に父親を亡くし、母親（50歳）と二人暮らしである。母親は就労しており、健康保険の被保険者で、Ｅさんはその被扶養者である。Ｅさんは、週末に 10 時間アルバイトをしているが、平日の通学途上で交通事故に遭い、大ケガをした。

1 Ｅさんの母親の前年の所得が一定額以上の場合、Ｅさんは国民年金の学生納付特例制度を利用できない。

2 Ｅさんがアルバイト先を解雇されても、雇用保険の求職者給付は受給できない。

3 Ｅさんの母親は、収入のいかんにかかわらず、遺族基礎年金を受給できる。

4 Ｅさんがケガの治療のため、アルバイト先を休み、賃金が支払われなかった場合、労働者災害補償保険の休業給付が受けられる。

5 Ｅさんは、母親の健康保険から傷病手当金を受給できる。

R３/5４【正解】２

⇒後期：第5章　社会保障制度の体系　組み合わせ問題　要注意

【解説】1国民年金の学生納付特例制度の適用は親の所得とは関係ない。☓★学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下（※1）の学生（※2）が対象。家族の方の所得の多寡は問わない（年金の支払いは学生個人の問題なのだから、親の所得は関係なし。実際、お金持ちの家の学生は親が支払うので特例制度を利用しない。２．Ｅさんは、週末に 10 時間アルバイトをしている⇒雇用保険の求職者給付の適用対象は、週20時間以上の就業が対象なので◯。３．収入のいかんにかかわらず⇒遺族年金の受給権は、被保険者等が死亡した当時、被保険者によって生計を維持されていた遺族に対して発生する。 「生計を維持されていた遺族」とは、死亡した被保険者と生計を同じくし、恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という2つの要件を満たす遺族をいう。とのことなので、年収制限ありで☓。また、母親は就労しており、健康保険の被保険者とあるので、母親は父親が亡くなった時（半年前）に父親の被扶養者ではなかった＝遺族基礎年金の支給対象外　☓。４．平日の通学途上の事故で、業務とは関係ないので、労災の適用外。☓　★ただし、労災は、雇用保険とは異なり、労災保険は、原則として 一人でも労働者を使用する事業は、業種の規模の如何を問わず、すべてに適用される。また、労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいい、 労働者であればアルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係なし。

５.健康保険からの傷病手当金は被保険者本人のみ☓。

問題 55

公的年金の被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1 厚生年金保険の被保険者は、老齢厚生年金の受給を開始したとき、その被保険者資格を喪失する。

2. 20歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となることができない。

3 被用者は、国民年金の第一号被保険者となることができない。

4 厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者であっても、学生である間は、国民年金の第三号被保険者となることができない。

5 国民年金の第三号被保険者は、日本国内に住所を有する者や、日本国内に生活の基礎があると認められる者であること等を要件とする

R３/5５【正解】５

⇒☓後期　第5章　社会保障制度の体系　第３節　年金制度の概要

【解説】1.退職（死亡も含む）しない限り（満70歳未満であれば）被保険者資格喪失とはならない☓。★従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が退職や死亡、または契約変更等により健康保険・厚生年金保険の資格基準を満たさなくなった場合等、健康保険および厚生年金保険の資格を喪失する者（70歳以上被用者を含む）が生じた場合は、事業主が「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届」を提出する。資格喪失というと厚生年金が受給できなくなるというイメージがあるが、ここでいう資格喪失とは、厚生年金から国民年金に切り替える必要が生じるという意味。

2 国民年金への加入は20歳から60歳に達するまでで最高40年（480ヵ月）の加入期間と決まっている。厚生年金保険の加入上限年齢は原則70歳、下限年齢はなし。上限年齢を超えても受給資格期間を満たしていない場合などは、一定の条件を満たしていれば任意加入することもできる。だから☓。★高卒で18歳から企業で働く人もいるのだから、下限を設ける訳にはいかないと思えば良い。ただし、年齢制限はゆるいが加入期間は、国民年金と同じで最高40年と決まっている点に注意。3 .被用者でも厚生年金に加入できない人は国民年金に入るしかないので☓。４．国民年金の第三号被保険者＝第二号被保険者の配偶者で年収１３０万円以下の人だけ。だから学生かどうかは関係なし☓　５.令和2年4月1日以降、厚生年金保険加入者・共済組合員等（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者である国民年金第3号被保険者の認定要件に、これまでの生計維持に加え、日本国内の居住（日本国内に住所を有すること）が追加された。国民年金第3号被保険者が海外転出または国内転入する場合は、配偶者（国民年金第2号被保険者）の勤務先に届出を行う必要あり。◯

●第35回（令和4年度）社会福祉士国家試験　試験問題社会保障（７問）

問題 51　事例を読んで，社会保険制度の加入に関する次の記述のうち，正しいもの

を 1 つ選びなさい。

〔事　例〕

Ｇさん（76 歳）は，年金を受給しながら被用者として働いている。同居している

のは，妻Ｈさん（64 歳），離婚して実家に戻っている娘Ｊさん（39 歳），大学生の孫

Ｋさん（19 歳）である。なお，Ｇさん以外の 3 人は，就労経験がなく，Ｇさんの収

入で生活している。

1　Ｇさんは健康保険に加入している。

2　Ｈさんは国民健康保険に加入している。

3　Ｊさんは健康保険に加入している。

4　Ｊさんは介護保険に加入している。

5　Ｋさんは国民年金に加入している。

R４/5１【正解】２

⇒後期　第5章　社会保障制度の体系　網羅的なので、ちょっと、難しいが、こういう方が分かりやすいかも

【解説】1．Ｇさん（76 歳）なので75歳以上は全員、後期高齢者医療保険なので☓　２。妻Ｈさん（64 歳）、夫（妻）が後期高齢者医療制度に移行した場合、まだ74歳以下の妻（夫）の保険と保険料はどのようになりますか。回答（1）夫・妻ともに国民健康保険の加入者であった場合、夫・妻ともに医療保険加入・脱退の手続きは不要です。夫は後期高齢者医療制度へ自動的に加入し、妻は国民健康保険のままとなります。なので◯、★ただし保険料の請求は夫にまとめて来る。３．Ｇさん以外は就業経験なしなので、Ｊさんは国民健康保険のはず☓　４．Ｊさん（39 歳）介護保険の（第 ２号被保険者）は40歳から64歳未満なので☓。5大学生の孫Ｋさん（19 歳）国民年金の加入は日本国内に居住している20歳以上60歳未満なので、☓

問題 52　公的医療保険における被保険者の負担等に関する次の記述のうち，正しい

ものを 1 つ選びなさい。

1　健康保険組合では，保険料の事業主負担割合を被保険者の負担割合よりも多く設

定することができる。

2　「都道府県等が行う国民健康保険」では，都道府県が保険料の徴収を行う。

3　「都道府県等が行う国民健康保険」の被保険者が，入院先の市町村に住所を変更し

た場合には，変更後の市町村の国民健康保険の被保険者となる。

4　公的医療保険の保険給付のうち傷病手当金には所得税が課せられる。

5　保険診療を受けたときの一部負担金の割合は，義務教育就学前の児童については

1 割となる。

（注）「都道府県等が行う国民健康保険」とは，「都道府県が当該都道府県内の市町村

とともに行う国民健康保険」のことである。

R４/5２【正解】１

⇒後期　第5章社会保障制度の体系　第1節　医療保険制度の概要

【解説】１健康保険料の負担割合は、事業主負担が全体の2分の1、被保険者負担が全体の2分の1が原則ですが(健康保険法第161条)、健康保険組合の規約をもって事業主の負担割合を増加することができることとされており(同法第162条)、その増加した割合による事業主負担の保険料も、健康保険法の規定により事業主が負担すべき保険料ということとなります。★そうした方が事業主にとっては節税効果が高い。◯　2　都道府県ではなく市町村。☓　★国民健康保険＝（市町村国保）であり、地方税などと同じく住民基本台帳の情報で管理されているので、都道府県であるはずはない！３．入院先の市町村に住所を変更した場合＝住民票を移動した場合であれば◯だが、単に、連絡先住所を入院先に移しただけなら☓。一義的に決まらないので☓。★国民健康保険の場合 国民健康保険の住所変更手続きは、引越し後「14日以内」が期限となっています。 転居後2週間以内に、新住所の市区町村役所で住所変更と再加入手続きを済ませる必要があります。 なお、引越しのタイミングで行わなければならない「転入届」の手続きも、国民健康保険と同じ窓口・期日です。4.一般的に社会保障における給付が課税対象となることはない。☓　★傷病手当金」、「育児休業手当金」については、いずれも非課税所得であり、所得税は課されません。

所得保障のための手当金に課税したら、手当にならないので。５．１割負担☓　★まだ２割負担。

題 53　次のうち，労働者災害補償保険制度に関する記述として，最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1　労働者の業務災害に関する保険給付については，事業主の請求に基づいて行われる。

2　メリット制に基づき，事業における通勤災害の発生状況に応じて，労災保険率が 増減される。

3　保険料は，事業主と労働者が折半して負担する。

4　労働者災害補償保険の適用事業には，労働者を一人しか使用しない事業も含まれ る。 5　労働者の業務災害に関する保険給付については，労働者は労働者災害補償保険又 は健康保険のいずれかの給付を選択することができる。

R４/5３【正解】４

⇒☓後期：第5章　社会保障制度の体系　第4節　労災保険制度と雇用保険制度の概要

【解説】１労災認定は労働者の申請に基づき労働基準監督署が行う。⇒申請しないとダメ。労基署が認定しないとダメ☓。労災の財源は事業者負担なので、事業者の請求ベースであれば、申請されない可能性が高いので、そういうことはまずないと予想できる。2　メリット制？？なので☓。★事業場の労働災害の多寡※１に応じて、一定の範囲内（基本：±40％、例外：±35%、±30%）で労災保険率または労災保険料額を増減させる制度（メリット制）なので、事業現場での労災なら◯なのだろうが、通勤災害には適用されないはず。３．労災の責任は事業者にあるという考えからすれば、労働者と折半ということはありえない。☓★労災は基本的に事業主責任。　４.逆に１人だから労災適用されない？法のもとの平等に反するから◯★労災の適用事業原則：労働者を1人でも使用するすべての事業所は強制加入。ただし例外あり：5人未満の個人経営の農業・畜産・水産事業は任意加入。＊対象外：国家公務員・地方公務員は別途、災害補償法がある。＊船員は2010（H22)から船員保険から労災に統合された。5.労働者の業務上の災害であれば労災、業務災害でなければ健康保険となるが、いずれかを選択できるわけではない☓。★事業主の負担に関わるので、勝手に選べる方式にするわけにはいかない。

問題 54　社会保険制度の適用に関する次の記述のうち，正しいものを 1 つ選びなさい。

1　週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者は，雇用保険に加入することはできない。

2　労働者災害補償保険制度には，大工，個人タクシーなどの個人事業主は加入できない。 3　日本国内に住所を有する外国人には，年齢にかかわらず国民年金に加入する義務 はない。

4　厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者で，一定以下の収入しかない者は，国民年金に加入する義務はない。

5　生活保護法による保護を受けている世帯（保護を停止されている世帯を除く。）に属する者は，「都道府県等が行う国民健康保険」の被保険者としない。

R４/5４【正解】５

＞後期：第5章　社会保障制度の体系　第4節　労災保険制度と雇用保険制度の概要

【解説】１．週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満？それより短いか、長い場合だけ？それはないでしょう。☓。【適用除外】雇用保険法第6条ｂ(2)週所定労働時間が20時間未満の者　２．個人事業主は加入できない？個人事業主であっても、事業主であることに違いはなく、誰か雇用する可能性はある。大工の親方（個人事業主）と見習いの大工さんの関係。☓。★特別加入制度：個人事業主や一人親方など、特定作業従事者などに対して認められている。近年は対象範囲が拡大し、原付・自転車での貨物運送事業者（ギグ／ワーカー）などの個人事業主も特別加入可能。３．加入要件：日本国内に居住するすべての成人は国民年金に加入し、被用者はさらに厚生年金に加入する。国籍・性別には関係なし。☓　★ただし、年齢は国民年金20歳から6０歳未満。厚生年金は下限なし上限70歳まで。４．３と同様の理由で☓★厚生年金保険の被保険者（＝国民年金の第２号被保険者）の被扶養配偶者で，一定以下の収入（年収130万円以下）しかない者（＝＝国民年金の第３号被保険者）なので、自ら保険料を支払う必要ないが、国民年金に加入していない訳ではなく、老齢基礎年金がもらえる。☓　５．生活保護法による保護を受けている世帯の医療費は全額保護費から支払われるので◯。国民年金や国民健康保険は全員強制加入なので、逆に、払えない人からは取らないの原則。

問題 55　公的年金制度に関する次の記述のうち，最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1　厚生年金保険の被保険者は，国民年金の被保険者になれない。

2　基礎年金に対する国庫負担は，老齢基礎年金，障害基礎年金，遺族基礎年金のい

ずれに対しても行われる。

3　厚生年金保険の保険料は，所得にかかわらず定額となっている。

4　保険料を免除されていた期間に対応する年金給付が行われることはない。

5　老齢基礎年金の受給者が，被用者として働いている場合は，老齢基礎年金の一部

又は全部の額が支給停止される場合がある。

R４/5５【正解】２

⇒後期　第5章　社会保障制度の体系　第３節　年金制度の概要

【解説】1厚生年金保険の被保険者＝国民年金の第２号被保険者☓　２．老齢基礎年金，障害基礎年金，遺族基礎年金などは、公費負担がなければ運営できないので◯。3.厚生年金の給付には報酬比例部分があるので、定額であるはずはない☓。★国民年金の保険料の方が定額。国民年金の給付額＝年金額×（保険料の納付月数÷480ヶ月）。。 令和5年現在では79.5万円×（保険料の納付月数÷480ヶ月）。つまり、年額は一律だが、国民年金の保険料の納付可能期間、20歳から60歳までの480ヶ月（40年×12ヶ月）なので、納付期間によりばらつきがでる。４．保険料が免除されていても受給資格期間には算入されるので、後納すれば年金給付は行われるので、☓　５．老齢基礎年金の受給開始は65歳からだが雇用継続しているから年金が貰えないということはない。そんなルールにしたら、年寄は暮らしていけないでしょ☓　★ただし厚生年金保険の場合は、老齢厚生年金を受ける60歳以上の方が、基本月額と総報酬月額相当額に応じ、年金額が支給停止（全部または一部）される場合があります。